

敷田年治『古事記標注』の翻刻と研究（四）

井上 隼人
小野 諒巳

凡例

- 一、敷田年治『古事記標注』は、森吉兵衛出版（明治十一年六月刊、裏表紙見返しに文榮堂前川善兵衛の書肆名あり）七冊を底本とした。
- 一、翻刻に際して、底本の漢字は内容理解を妨げないために、主として通行の字体を用い、旧字と新字の混在する場合は新字に統一するなど、なるべく平易に活字化するよう努めた。
- 一、翻刻に際して、底本の状態によって判読不能な文字は別本を確認し、その上で判読不能と断じた場合は■によって示した。誤植とみられる表記については「」で括り、上段にその旨を示した。
- 一、翻刻に際して、底本の小書双行注は「」で括り、大字で示した。
- 一、底本では注釈の区切りを示す○印がすべて追込みにしてあるが、読みやすさを考慮して○印ごとに改行した。
- 一、翻刻本文は二段組みで示し、下段に『古事記標注』の本文、上段に本居宣長『古事記伝』の説を抄出して掲げた。『古事記伝』は大野晋編『本居宣長全集』第九巻～第十二巻（筑摩書房、昭和四十三年七月～昭和四十九年三月）

を用いた。

一、『古事記標注』の本文と訓読は『古事記伝』と校合を行い、『古事記伝』に異同がある場合は上段にその旨を記した。校異は片仮名を付して示し、異訓は算用数字を用いて示した。

一、『古事記伝』の注釈は、『古事記標注』と異なる見解が示されている箇所を抄出した。

一、『古事記標注』の本文翻刻は小野諒巳が行い、『古事記伝』との比較検討は井上隼人が行った。

1タマカキノ

古事記標注中卷之上（垂仁天皇） 一

伊久米、伊理毘古、伊佐知命、坐シ師木玉垣宮、治シ天下也、
 此天皇、娶ニ沙本毘古命之妹、佐波遲比賣命、生御子、品牟
 都和氣命〔二柱〕

○伊久米伊理毘古、伊佐知命ハ、後に垂仁と謚シ奉れり

○師木玉垣宮、師木ハ、大和国郡名、城下郡也、玉垣ハ、賛称にて、紀に珠城宮に作れり、大和志に、在ニ穴師村ノ西

○品牟都和氣命、名義下に見えたり

イ冰

又娶ニ旦波比古多須美知能、宇斯王之女、氷羽州比賣命、
 生御子、印色之入日子命、〔印色二字以レ音〕次大帶日子、淤斯呂
 和氣命、〔自レ淤至レ氣五字以レ音〕次大中津日子命、次倭比賣命、
 次若木入日子命〔五柱〕

○旦波比古多々須云々、上に見えたり

○（巨波比古多須美知能宇斯王について）諸本並能字なきを、延佳上文に依て補たり師も其を用ひられ、今も其に依れり、（略）凡て宇斯の上は、必之と云例なれば、此も必能字あるべきなり、

- イ 冰 口 婆（婆字、諸本に波と作れど、今は眞福寺本に依れり、下には、諸本並婆とあればなり）
- 1 ミコトニ 2 ミアヒマシテ 3 ビ
- 4 ミコトニ 5 ミアヒマシテ 6 バ
- 7 ト

○氷羽須比賣命、も上に出

○印色之入日子命、紀に、五十瓊敷入彦命、に作れり、印ハ御祖父の、御名を継給へり

○大帶日子、淤斯呂和氣命、称名也、淤斯呂ハ、記傳に、押知と云へり、按に忍知也

○大中津日子命、称名也、此御子を紀に、皇女に傳へたり

○倭比賣命、倭ハ大和国、山辺郡に、大和と云郷名あり

○若木入日子命、記傳に、木ハ城也と云へり

又²娶^ニ其^イ氷羽州比賣命之弟、沼羽田之、入毘賣命^一、生^{ウミマセル}御子、沼帶別命、次伊賀帶日子命、〔二柱〕又⁵娶^ニ其沼羽田之入³日賣命之弟、阿邪美能伊理毘賣命^一、〔此女王名以レ音〕生^{ウミマセル}御子、伊許^{イコ}波夜和氣命、次阿邪美都比賣命、〔二柱此二王名以レ音〕又²娶^ニ大筒木、垂根王之女、迦具夜比賣命^一、生^{ウミマセル}御子、袁邪辨王、〔一柱〕又²娶^ニ山代^{シロ}大国之淵之女、菟羽田刀辨^一、〔此二字以レ音〕生^{ウミマセル}御子落別王、次^{ツギニ}五十日帶日子王、次伊^イ登志別王〔伊登志三字以レ音〕

○沼羽田之入毘賣命、名義未思得ず、沼羽田は、丹波の地名などにもやあらむ、（略）

○（阿邪美能伊理毘賣命について）名義、未思得ず、丹波の地名にや、（略）さて此名も、上にも下にも御兄弟を擧たる中に見えず、（略）

○袁邪辨王、御名義、未思得ず、若くは邪字は、那の誤か、【此は互に誤れる例これかれあり、】應神天皇の御妃にも、袁那辨郎女といふあり、書紀には、此皇子無し、

○沼羽田之入毘賣命、紀に、淳葉田瓊入媛、に作れり、名義考なし

○沼帶別命、紀に鐸石別、に作れり、沼ハ瓊なるべし

○伊賀帶日子命、伊賀考なし、紀に膽香足姫と、して皇女に傳へたり

○阿邪美能伊理毘賣命、名義考なし、紀に薊瓊入媛に作れり

○伊許波夜和氣命、姓氏録、阿保朝臣、下に、垂仁天皇皇子、息速別命、とあり、名義字の如し式に陸奥国、牡鹿郡に、伊去波夜和氣命神社あり、紀に池速別に、作れり、式に大和国城下郡、池坐朝霧黄幡比賣神社、と云フ神名もあれバ、若クハ地名に依れる御名か、波ノ字記傳に、一本に依りて、婆に改メたるハ非也

○阿邪美都比賣命、御母の名に依れり

○大筒木垂根王、上に注へり

○迦具夜比賣命、輝ク意にて称へ名也

○袁邪辨王、名義考なし、紀に此御子なし

○山代大国之淵、和名抄に、山城国宇治郡、大国、郷あり、淵ハ名也

○苺羽田刀辨、上に同名あり

○落別王、紀に祖別命、に作れり、此記にハ、清音に傳へたり

○五十日帶日子王、記傳に、嚴の意と云へり

○（伊登志別王について）伊の義、未思得ず、登志は、速なるべし、書紀には、膽武別命とある、武と速とは、同意におつればなり、（略）

1 ミハシラニマス

○（四尺について）さて御身の長の、一丈二寸なるに合せては、御脛の四尺一寸は、長きに過たり、故思ふに、他處よりも、御脛は殊に長く坐けるなるべし、此長さを、如此別に申せるも、其故なるべし、

○伊登志別王、登ノ字は、ツの古音以て書けり、万葉廿に、美等登志奴波祿とあり、見乍忍ハむなり、名義ハ嚴にて、其由ハ下に見ゆ、紀に膽武別ノ王に作れり

又娶^二其大國之淵之女、弟菟羽田刀辨^一、生御子、石衝別王、次石衝毘賣命、亦名、布多遲能伊理毘賣命、（二柱）凡此天皇之御子等、十六王、〔男王十三、女王三〕故大帶日子、淤斯呂和氣命者、治^二天下也〔御身長、一丈二寸、御脛長、四尺一寸也〕

○石衝別王、名義考なし

○布多遲能伊理毘賣命、紀に両道入姫に、作れり、名義考なし

○一丈は、ヒトツエとも、ヒトヒロとも、訓べし、杖より出たる、名なるべし

○寸は、キと訓べし、上卷に、市寸嶋比賣命、田寸津比賣命、とあり、刻の義なるべし

○御脛ハ、膝より下の名也

○四尺、紀に八尺瓊勾玉、万葉二に、八尺之嗟同十一に、百積船潜納とある、積ハ尺の借字にて、上代より、サカと云し例也、然ルに和名抄に、

1 イリビコ
2 ツクリタマヒキ
3 マツリキ

尺に此訓を脱し、太加波可利と注せるに依りて、尺は字音也、と思ふめるハ、偶音訓闇合に心着カざる也

次印色^{ツギニイニシキ}入日子命者^{イリヒコノミコトハ}、作^{ツクリ}血沼池^{チヌノイケラ}、又作^{マタツクリ}狭山池^{サヤマノイケラ}、又^{マタ}作^{ツクリ}日下之^{クサカノ}高津池^{タカツノイケラ}、又^{マタマン}坐^テ鳥取之河上宮^{ト、リノカハカミノミヤニ}、令^{シメ}作^{ツクラ}横刀^{タチ}、壹仟口^チ、是^{コト}奉^{マツリ}納^レ石上神宮^{ヨサメ、イソノカミノカミノミヤニ}、即^{スハ}坐^{ハチ}其宮^{マシ}、定^{サダメ}河上部^{カハカミベラ}也

○血沼池、和泉志に、在^ニ日根郡野々村^ノ西^ニ、今日^ニ布池^一

○狭山池、和名抄に、河内国丹北郡、狭山郷あり、此池は世に名高^カければ、精注に及はず

○日下之高津池、紀に高石池^{タカシノ}、に作れり、和名抄に、和泉国大鳥郡、郷名日下^{ハク}久佐倍^{クサバ}、と注せり、此地か、式に同郡高石神社^{タカシ}、もあれば、此記の津ハ誤リにて、高師池^{タカシノ}なるべし、万葉一に、大伴乃高師能演^{オホトモノタカシノハマ}、とあるも此地也

○鳥取之河上宮、和名抄に、和泉国日根郡、鳥取郷あり、紀に、菟砥河上宮^{ウツノ}、に作れり、此宮趾、和泉志に、在^ニ同郡自然田村^一

○石上神宮は、式に大和国山辺郡、石上坐、布留御魂神社

○其宮ハ、河上ノ宮也

○河上部の、部ハ属タテヒにて、紀に楯部タテスヒ、倭文部シトリベ云々、十箇品部トヲノシチノベを、賜ふとあり、譬ヘバ楯を縫ふ手人、十人にまれ、廿人にまれ、聚メて楯縫ノ一部とし、かゝる十部を惣て、河上部とハ云へり

次大中津日子命者、ツギニオホナカツヒコノミコトハ（山辺之別ヤマノベノワケ、三枝之別サキクサノワケ、稲木之別イナキノワケ、阿太之別アタノワケ、尾張国之、三野别ハリノクニノミヌノワケ、吉備之キビノ、石无别イハナシノワケ、許吕母之别コロモノノワケ、高巢麿之别タカスカノワケ、飛鳥君、ムレノワケラノオヤナリ牟礼之别等祖也）

○山辺之別ハ、大和国の郡名に依れる姓なるべし、別ハ戸カハネにて、吾兄ワガエの切マれる也

○三枝之別、考なし、天武紀に、福草部サキクサノミヤツコヒ造、賜ムラジト姓曰ムラジト連、續後紀十四に、三枝ノ直平麿、とあるハ、惣ヘて異姓也、顕宗紀に、置ニ福草部、とあるハ異事也

○稲木之別、和名抄に、尾張国丹羽郡、稲木郷あり

○阿太之別、和名抄に、大和国宇智郡、阿随郷あり

○尾張国之三野、式に同国、中嶋郡見努神社

○吉備之、石无別和名抄に、備前国磐梨郡、磐梨郷あり、氏人ハ、續紀廿九、

○稲木之別、地名なるべけれど、定めがたし、〔尾張国丹羽郡、出羽國川邊郡などに、此地名あり、なほあるべし、〕（略）

○許呂母之別、次に落別王の御末に、三川之衣君あり、彼と錯ひたる傳には非るか、他には考なし、
 ○飛鳥君、大和の飛鳥には非じ、何國ならむ、地も氏も考なし、(略)
 ○(牟礼之別について) 何れとも定め難し、氏も考なし、

イ婆
 1 マツリタマフ 2 バ

續後紀五、文德實録二に、見えたり

○許呂母之別、和名抄に、參河国郷名、舉母、古呂毛、と注せり

○高巢鹿之別、詳ならず

○飛鳥君、式に大和国、高市郡、飛鳥坐神社氏人ハ、續紀卅四に、飛鳥朝臣御井、と云フ女見ゆ

○牟礼之別、式に摂津国嶋下郡、牟礼神社あり、此地名猶多かり、氏人ハ史に見えず

次倭比賣命者、〔拜二 1 祭 伊勢大神宮一也〕 次伊許伊波夜和氣王者、〔沙本穴太部之別祖也〕 次阿邪美都比賣命者、〔嫁二 稲瀬毘古王一〕 次落別王者〔小月之山君、三川之、衣君之祖也〕

○拝祭伊勢大神宮、この事ハ、二十五年三月紀、及大神宮儀式帳、倭姫世記等に詳也

○沙本ノ穴太部之別、沙本ハ、大和国添上郡の地名也、是は雄略紀に、詔置ニ穴穂部一とあれバ、伊許波夜和氣ノ王の、御末この部を掌り、即姓に、賜はりしなるべし、天武紀に見えたる、穴穂部ノ造ハ、異姓也

○（稻瀬毘古王について）御名義、未思得ず、稻は、字の意、瀬は兄か、（略）

○稻瀬毘古王ハ、景行天皇の皇子也
 ○小月之山君、式に近江国、栗太郡小槻神社、續後紀十九に、近江国栗太郡の人、小槻山ノ君、家嶋など見ゆ
 ○三川之衣君ハ、上の許呂母之別ノ、下に注へり

イ伊登志部

- 1ト 2マサザルニ 3イトシベラ
 4ハクヒノ 5ナリタマヒキ

次五十日帶日子王者〔春日山君、高志池君、春日部君之祖〕次伊登志和氣王者〔因無子而、為子代、定伊都部〕次石衝別王者〔羽昨君、三尾君之祖〕次布多遲能、伊理毘賣命者〔為倭建命之后〕

○伊登志部、諸本登志二字を脱し、部字を都に誤り、伊都と作り、〔延佳本には、伊都部と作り、此は按ふに、伊都とある本に就て、部字は、さかしらに加へつるなるべし、抑都字を、トの假字に用ひたるは例は、紀伊國伊都郡などはあれども、此記には無きことなれば、決してトとは讀がたく、又ツと讀ては、御名に合はず、かに

○春日山君ハ大和の也、姓氏録に、山君ハ垂仁天皇ノ皇子、五十日足彦命之後也、とあり
 ○高志池君、考なし
 ○春日部君、和名抄に、尾張国郡名、春部ハ加須我倍、と注し、丹波国氷上郡、春部郷も、同訓を注せり、式に河内国高安郡、春日戸社坐、御子神社などあり、是等の地より起りたる、姓なるべし
 ○子代ハ、天皇を始メ、御子坐ざれば、其御名を後世に、遺さむため、某部

かくに都字は誤なり、(略)、眞福寺本には、伊部と作り、されば登志二字の脱たるなること著し、(略)

- 1 (問：日まとめて) トヘバ
- 2 ミマシ 3 オモホサバ 4 ミマシ
- 5 シリテムトストイヒテ
- 6 マクラキテ (枕は、麻久良伎弓と訓べし、(略、万葉集卷五・八一〇の「和我摩久良可武」など挙げる))
- 7 (天皇之御頸) で オホミクビヲ
- 8 ミタビマデ 9 タヘカテニ
- 10 (頸) を不読にして) エサシマツラズテ (延佐斯奉良受弓と師の訓れたる宜し、【上に御頸をとあれば此に又頸をと讀ては、文いと拙なし、】

と云フを、置キ給ふを云フ

○伊都部、諸本伊部に、作ケれ、ど、今延佳本に従ふ、和名抄に備中国、伊豫国等の郷名に出部ハ、伊都倍、とあるハ、此姓に由あるか、但シ是ハ濁音也、と聞ゆれば、別か猶考べし

○羽昨君、羽昨ハ能登国の、郡名也、類聚国史、八十七に、能登国人、羽昨ノ弥公、と云フ人見ゆ

○三尾君、和名抄に、近江国高嶋郡、三尾郷あり

コノスメラミコト、**此天皇**、以**沙本毘賣**、**為**レ**后之時**、**沙本毘賣命之兄**、**沙本毘古**王、**問**二其伊呂妹、**一**曰レ**孰**二**愛**夫與レ**兄歟**、**答**二曰**愛**レ**兄**、**爾**沙本毘古王謀曰、**汝**定**思**レ**愛**レ**我者**、**將**三**吾與**レ**汝**、**治**二天下一^{アメノシタラ}而、**即**作二**八塩折之紐小刀**、**授**二其妹、**一**曰**以**二此小刀、**刺**中**殺** 天皇之**寢**、**上**故**天皇**、**不**レ**知**二其之**謀**、**一**而、**枕**二其**后**之御膝、**為**二御寢坐、**一**也、**爾**其后、**以**二紐小刀、**為**レ**刺**、**二**其**天**皇之御頸、**一**、**三**度**擧**、**而**、**不**レ**忍**哀**情**、**不**レ**能**二刺**、一**而**泣**、**涙**落、**溢**於御面、**乃**天皇驚起、**問**二其后、**一**曰、**吾**見二**異**夢、**一**從二沙本方、**一**、**暴**雨零來、**急**治二吾面、**一**、**又**錦色小蛇、

- 11 トヒタマハク 12 ハヤサメノ
 - 13 ニシキイロナルヘミ
 - 14 ミクビニナモ 15 「是」施訓なし
 - 16 アラマシトトヒタマヒキ
- 「シラ」「シラシ」あるいは「シラシメシ」の誤りか。

- 1 アラソハエジトオモホシテ 2 (即
- 白天皇言) まとめて) マラシタマハク
- 3 (問: 日) まとめて) トトヒタリキ

マツハリ
纏^二繞我¹⁴頸^一、如此之夢、¹⁵是¹⁶有^二何^一表^一也

○沙本毘賣ハ、開化天皇の御孫にて、日子坐王の、御女也

○愛は万葉に、愛^{ハシ}、妻愛^{ヅマハシキヤシ}八師など云へり、ウルハシキも、心愛^{ウルハシキ}なり

○八塩折之、紐小刀、八塩折は八俣ノ袁呂智ノ段に、注へり、記傳に幾度も、
をり返し^{キタヒ}治^ヒたる、刀を云フと云へり、紐小刀既^ニ注^{ヘリ}

○膝^ノ下^ノ、為^ノ字^ハ、而^ノの誤^リ也と、記傳に云へり

○不忍哀情の、不^ノ字諸本、尔なるを、記傳に改^メたるに従ふ

○沙本は、大和国添上郡なる、地名にて、即^チ沙本毘古ノ王の、居所也

○錦色小蛇ハ、和名抄に、蚺蛇仁之本倍美、と注せり、小蛇ハ、紀にヲロチ、
とよめり、袁呂智ハ、大小に渉る名也

○纏繞、古今集に、よそに見て、歸らむ人に、藤ノ花、はひまつはれよ、枝
ハをるとも

○如此之ハ、續紀廿四に、如久乃状^{サマキコシメシ}聞食とあり

コ、ニソノキサキ
爾^ニ其^ノ后^ニ、以^テ為^ス不^レ應^ズ争^ハ、²即^チ白^ク天^ノ皇^ノ言^ハ、¹妾^ノ兄^ト沙^本毘^古王^ト、³問^フ妾^ノ曰^ク、²孰^カ愛^ス夫^ノ與^レ兄^ト、⁴是^レ不^レ勝^ズ面^ニ問^フ故^ト、⁵妾

4〔是不勝面問故〕まともて）カク
 トフニハエオモカタズテナモ 5〔妾〕
 施訓なし 6〔爾〕施訓なし 7〔詭〕
 曰「まともて）アトラヘケラク（阿
 登良閑^{トラヘケラ}良久と訓べし、書紀にも然
 訓り） 8ミマシ 9〔共〕施訓なし
 10〔當殺〕で）シセマツレ 11タチマ
 チニカナシクナリテ 12〔頸〕施訓な
 し 13ナミダノ

○〔是不勝面問故〕について）得^エ
 と云辭を讀添るも、書紀に彼段に、
 八十萬神皆不^{ザリキ}得^エ目勝^{エマカチ}相問^{トハ}とあるに
 依れり、故字は讀べからず、

イ逗
 1アザムカエツル 2トリニツカハ
 ス 3〔不忍其^シ后懷妊及愛重至三年〕
 について）ソノキサキノウツクシミ
 オモミシタマフコトモミトセニナリ
 ヌルニハラマシテサヘアルコトヲイ
 トカナシトオモホシキ 4カレ
 5ヤスラハシメツツ 6セメタマハ

コタヘ ツレバハシキト イロセツ
 答^{コタヘ}二 曰^{ツレバ} 愛^レ 兄^{イロセツ} 歎^{コトニ} 爾^{アトラヘ} 7 詭^{アレニ} 妾^{イヒケラク} 曰^{アレトト}、 吾^{イマシ} 與^レ 汝^{トモニ} 8 汝、 9 共^{ニシラサム} 治^{アマノ} 天^{シタラ} 下^一、
 カレ¹⁰ 當^レ 殺^レ 二 天皇^{オホキミ} 云^{イヒテ} 而^{ツクリテ}、 作^{ヤシホラリノ} 八^{ヒモガタナラ} 塩^{サツケツ} 折^{アレニコ} 之、 紐^{サツケツ} 小^レ 刀、 授^レ 妾^{アレニコ} 是^{コト} 以^ヲ、 欲^{シテ}
 刺^レ 二、 御^{オホミクビラ} 頸^{ドモ} 雖^{ミタヒマフ} 一 三 度^{ヒマフ} 擧^{フリシカ}、 哀^{カナシキ} 情^{コト} 忽^ロ 起^{タチマチ}、 不^ニ 得^{オコリテ} 一 刺^ズ 頸^エ 頸^{サシマツラ} 一
 而^テ、 泣^{ナキツル} 淚^{ナミダ} 落^{オチテ}、 治^{ヌラシツル} 二 於^{オホミオモ} 御^{カチラズ} 面^{アラメト申シ}、 必^{ユキキ} 有^{コノシルシ} 一 是^ニ 表^シ 一 焉

○不應爭ハ、縣居翁の、よめるに従ふ
 ○白天皇言、この語祝文等におほかり

○不勝面問ハ、舊訓に従ふ、記傳に、トフニハエオモカタズ、とよめり、
 古言なめれど、得^ズノ字を加^{ガタ}へて、逆^{エオモ}に不^{トフニハ}勝^レ面^{トフニハ}問^{トフニハ}、とハよむまじく、お
 ほゆれば也

○詭ハ、説文に相呼誘也、と注せり
 ○此件、妾ノ字頸ノ字累^リて、煩はしきやうなれど、阿礼がよミ出つる儘を、
 書^キ取れりと、云^ヘる傳^ヘなれば、本文に效^ヒてよミつ、然^ルを私に増減して、
 よき状に、よミとらむとすなるハ、古傳に背ける、ミだり言ならずや

コハ、ニスメラミコト ノリ玉ヒテ アハホト^レレツル アザムカカモト スナハチオコシテ イクサヲ ウタシメ玉フ
 爾^{コト} 天皇^{ノリ玉ヒテ}、 詔^ニ 之^{アハホト} 吾^レ 殆^レ 見^レ 一 欺^サ 乎^ト、 乃^{スナハチ} 興^レ 軍^ヲ、 擊^{ウタシメ} 二 沙^サ 本^ホ
 毘古王^{ビコノミコト} 一 之^{トキニ} 時^{ソノミコツクリ}、 其^{イナキヤ} 王^{テマチタ} 作^{カフ} 二 稻^{コフトキ} 城^サ 一 以^ホ 待^{ビメノミコト} 戰^{カネ}、 此^テ 時^{オモホシ} 沙^{ソノ} 本^ホ 毘^{ソノ} 賣^ホ 命^ホ、 不^{カネ} 三 得^テ 忍^ニ 其^{ソノ}

ザリキ 7 ミコ（「モ」なし） 8 ア
 レマシヌ 9 マヲサシメタマハク（会
 話引用終わりにマヲサシメタマヒキ）
 10 オホキミ 11 ヲサメタマヘ
 12 イロセヲコソキラヒタマヘレ
 13 「其」施訓なし 14 イトカナシトオ
 モホセリケレバ 15（即有得后之心）
 まとめて）ソレエタマハムノミココ
 ロマシキ

○（稲城について）師云く、稲城と
 は、凡て稻を納置城は、垣をも固く
 し、溝を掘廻しなどして、盗など
 入がたく、殊に固く構ふる物なる故
 に、其稻藏る城の如くに固く構へた
 るを云なり、日本紀に積^テ稲^ヲ作^レ城と
 あるは、ひがごとなり、稻を積たら
 むは、何の固きことあらむと云れつ
 る、此説の如くなるべし、（略）

イロセヲ 8
 兄一、自^{ヨリ}後^シ門^ニ逃^ケ出^テ而^テ、納^ル其^ノ稲^ノ城^ニ、此^ノ時^ニ其^ノ后^ノ姫^ノ身^ヲ、於^テ是^ニ
 スメラミコト 3 不^ズ忍^ズ其^ノ后^ノ懷^ク妊^ス、及^テ愛^ス重^ク至^ル于^テ三^ニ年^一、4 故^ニ、5 廻^ラシテ
 ソノイクサヲ 1 不^ズ急^ク攻^ム迫^ル、如^ク此^ノイ^ト逼^ル留^ル之^ノ間^ニ、其^ノ所^ニレ^テ妊^ス之^ノ御^子、
 8 既^ニ産^ス、故^ニ出^テ其^ノ御^子、置^ク稲^ノ城^ノ外^ニ、令^レ白^ク天^ノ皇[、]若^シ此^ノ御^子矣、
 10 天^ノ皇^ノ之^ノ御^子、所^ニレ^テ思^フ看^ル者[、]可^ク治^ル賜[、]於^テ是^ニ天^ノ皇[、]詔^シ下^ル雖^モ
 12 怨^ム其^ノ兄[、]猶^モ不^ズ得^ズ忍^ズ愛^ス其^ノ后[、]故^ニ、15 即^チ有^ル得^ル
 16 后^ノ之^ノ心^一

○殆を、ホトンドとよめるは、音便讀にて、俗し、邊々、と云フ言の略にて、
 其際に、至る意也

○稲城ハ、記傳に、師説を、記せれど非也、紀の此件を、はじめしばく
 見えたる、何れも、戦ノ時ならで常に、稲城を築ける事なし、稲とハ粃にて、
 是を俵にして、積廻らし、矢を防ぎ、兵糧にも充シなるべし、稲を茎なりに、
 積しと云へるにハあらず、然は雄略紀に、稲城の見えたるは、四月にて、崇
 峻紀にハ、七月とあり、其頃萌たる稲の、有ルべき時にあらざるを思へ
 ○廻其軍とハ、稲城を圍むのミにて、攻入らざるを云フ

○天皇詔雖怨の詔ノ字を記傳に、阿礼がスメラミコト、と讀たるを、聞誤りて、

- イ稱
- 1 ツドヘテ 2 カソヒ 3 ミカミニ
- 4 ミテニ 5 「随取獲」をまとめて
- トリエムマニマニ 6 イデマツレト
- ノリタマヒキ 7 ミココロ 8 ソノ
- ミカミ 9 「其」施訓なし 10 ミカシ
- ラヲ 11 クタシテ 12 ケセリ 13 ム
- ダキテ 14 トリマツラムト（シテなし）
- 15 「爾」施訓なし 16 ヤブレツ
- 17 トリエマツリテ 18 エトリマツラ
- ザリキ 19 「亦」施訓なし 20 ノラシ
- メタマハク 21 ハハナモツクルヲ
- 22 ツケムトノラシメタマヒキ

詔と書けりと、云へり、嗚呼言痛説なるかも如此許、阿礼が誦し古傳を、こ
 よなく重^{オモ}ミ思へらむにハ、何故に三字五字も、無てよろしと云てハ、讀消し、
 或ハありて、よろしと云てハ、讀殖しなどしけむ、是八年治が常に、疑ひお
 けるを、筆の因に論^{イウ}のミ、又此怨字を、續紀の宣命に徴^{ヨリ}て、キラヒと訓たる
 は非也、キラヒとハ、棄^{スツ}るの古言にて、神代紀に凶棄、吉棄ともあり、其^レ
 を文に重^{アヤ}て、捨^{ステ}給比、岐良比給比、とも云へり、故^レ今訓を改めつ

是以、選^{エリ}聚^{ツト}軍士之中、力士輕捷^{チカラビトノハヤキヲ}而、宣^{ノリ}者、取^{カノ}其御子^{ミコ}之
 時、乃^{トキ}掠^{スナ}取^{ハチ}其母王^{カスヒト}、或^{リテ}髮^{ヨソノハ}或^ハ手^{ミココロ}、當^{マレ}隨^{カミニマレ}取^{ベシト}獲^{ノリ}一^{ヒキ}而、
 擲^{ツカ}以^{ミテ}控^{ヒキ}出^{イダシ}上^{マツル}、爾^コ其^ハ后^{ニソノキサキ}、豫^{アラ}知^{カジ}其^メ情^シ、悉^{ソノ}剃^ク其^コ髮^ハ、以^{モテ}
 髮^{カミ}覆^{フケ}其^{オホヒ}頭^{カミ}、亦^{ソノ}腐^{ミカミヲ}、玉^{マタ}緒^{クダシテ}、三^{タマ}重^{タマ}纏^ヘ手^{マカシメテニ}、且^{マタ}以^{モテ}酒^{サケ}腐^{ケタシ}御^ミ衣^{ケシ}、
 如^{ゴト}全^{マタ}衣^{キミソノ}、服^{キタマヘリ}、如^{カク}此^{ケソ}設^{ナヘテ}備^{ヘテ}而、抱^{タム}其^{ダキテ}御^{ソノ}子^{ミコ}、刺^{サシ}出^{イダシ}城^{イデ}外^{トニ}、爾^{カレ}其^{ソノ}力^{チカラ}
 士^{ビト}等^{トドモ}、取^{トリ}其^{マツリテ}御^{ソノ}子^{ミコ}、即^{スナ}握^{ハチトリ}其^{マツラムトシテ}御^{ソノ}手^{ミオヤラ}、爾^コ握^{ニトレ}其^{ソノ}御^{ミカミヲ}髮^ハ者^バ、御^{ミカミ}髮^ハ
 自^{オノ}落^{ツカラ}、握^{トル}其^{ソノ}御^{ミテヲ}手^一者^バ、玉^{タマ}緒^ヲ且^{マタ}絶^{タタエ}、握^{トル}其^{ソノ}御^{ミソヲ}衣^一者^バ、御^{ミソ}衣^ハ便^{ニソ}破^{サハチヤブレヌ}、
 是以^コ、取^{トリ}獲^{エテ}其^{ソノ}御^{ミコ}子^一、不^ズ得^{エマツラ}其^{ソノ}御^{ミオヤラ}祖^ハ、故^{カレ}其^{ソノ}軍^{イクサ}士^{サビトドモ}等^{カハリ}、還^{カハ}來^リ奏^{マツル}
 言^{ツラク}、御^{ミカミ}髮^ハ自^{オノ}落^{ツカラ}、御^{ミソ}衣^ハ易^{マタヤレ}破^{マタル}、亦^{マカセ}所^レ纏^ニ御^{ミテニ}手^一之^ニ、玉^{タマ}緒^ハ便^{ニソ}絶^{タタエ}故^カ、
 不^ズ獲^{エマツラ}其^ミ御^{ミオヤラ}祖^ハ、取^{トリ}得^{エテ}御^{ソノ}子^一、爾^コ天^{ニスメラ}皇^{ミコト}悔^{クイ}恨^{イウ}而^ミ、惡^{ニク}作^{シテ}玉^{ツクリシ}

23 ヲリシモ 24 ホムチワケノミコト
ゾツケマツルベキトマヲサシメタマ
ヒキ 25 ノラシメタマヘルニ

26 「以」施訓なし

「一」欠消か。

「又」「メ」の誤りか。

人等^{ヒトトモヲ}、皆^{ミナ}奪^{トリ}其地^{キノチコロ}、故諺^{カレコトワザニイフナル}曰^{コト}不^ズ得^エ地^{トコロ}、玉作^{タマツクリトツ}一也^{マタスラ}、亦天^{マタスラ}
皇命^{ミコトシ「又」}レ^{ミコトシ「又」} 20 ノラ 詔^{ソノキサキニ} 其^{タマハク} 后^{スベテコノナハ} 一 言^{カナラズハ、ノナツクルヲ}、凡^{ナニトカ} 子^{ナニトカ} 名^{ナニトカ}、必^{ナニトカ} 21 母^{ナニトカ} 名^{ナニトカ}、何^{ナニトカ} 22 纒^{ナニトカ} 是^{ナニトカ} 子^{ナニトカ} 之^{ナニトカ}
御名^{ミナハ}、爾^{カレミコトタヘ申タマハク} 答^{イマアタリ} 白^ヤ、今^{イマアタリ} 當^{イマアタリ} 下^{イマアタリ} 火^{イマアタリ} 燒^{イマアタリ} 稻^{イマアタリ} 城^{イマアタリ} 一 之^{イマアタリ} 時^{イマアタリ} 上^{イマアタリ} 而^{イマアタリ}、火^{イマアタリ} 中^{イマアタリ} 所^{イマアタリ} 生^{イマアタリ} 故^{イマアタリ}、其^{イマアタリ}
御名^{ミナハ}、宜^{ベシト申キ} 稱^{マラス} 24 本^{ホム} 牟^チ 智^{ワケノ} 和^{ミコト} 氣^{マタシメ玉ヘバ} 御^{マタシメ玉ヘバ} 子^{マタシメ玉ヘバ}、又^{マタシメ玉ヘバ} 命^{マタシメ玉ヘバ} 25 ノラ 詔^{イカニシテヒタシマツラムト} 何^{イカニシテヒタシマツラムト} 為^{イカニシテヒタシマツラムト} 日^{イカニシテヒタシマツラムト} 足^{イカニシテヒタシマツラムト} 奉^{マラス}、答^{マラス}
白^{タマヒキトリ} 取^ミ 御^{オモヲ} 母^{サダメテ} 一 定^{オホユエ} 2 大^{ワカユエヲ} 湯^{ベシト} 坐^{ヒタシマツル}、若^{カレマニク} 湯^{ソノキサキノ申玉ヒノ} 坐^{ベシト}、宜^{ベシト} 中^{ヒタシマツル} 日^{カレマニク} 足^{ソノキサキノ申玉ヒノ} 奉^{マラス}、故^{マラス} 隨^{マラス} 2 其^{マラス} 后^{マラス} 白^{マラス}、
26 以^{モテ} 日^ヒ 足^{タシマツリキ} 奉^{マラス} 也^{マラス}

○掠取ハ、續紀廿に、加蕪毗奪^{カスビヒ}とあり

○剃其髮、和名抄に、剃刀ハ、加美曾利、と注せり、平家物語十に、そるまでは、恨ミしかども、梓弓、まことの道に、入ぞうれしき、以上剃を、ソルと云へる例也、此ハ剃^コ髮^コ以^コ其^コ髮^コ一、とあらまほし

○御祖ハ、女親^{メオヤ}の轉なり

○天皇命詔、とある、命ノ字ハ、令の誤りなりと、縣居翁の、云へるに従ふべし
○子名を、母の名づくる事ハ、皇国の古例にて、其は神代紀、鷓鴣^ウ草^{カヤ}茸^{カヤ}不^{カヤ}合^{カヤ}尊^{カヤ}ノ件^{カヤ}に、見えたり

○本牟智和氣の智ノ字ハ、濁音によむべし、上卷須比智邇神の、智^チもおなじ、下に品遲部、とあるを、照^シ見^シよ、名義ハ、火^ホ御^ミ舅^チの轉也

○日足ハ、治養にて、日を足して、成長せしむるを云フ

○御母ハ、乳母也

○大湯坐、神代紀に、湯母飯嚼ユオモイヒカミ、湯坐ユエ、とあり、記傳に、湯坐ハ、児に湯を浴アムする婦、湯母ハ湯を飲しむる、婦なるべし、と云へり、年治云ク、湯を浴するハ、湯母の業にこそあれ、湯を飲しむるとハ、如何イカバ、扱湯坐ハ、湯を沸ワカし、其事を執りまかなふ、人を云へり、か、れば、湯坐ハ湯人の轉にて、雄略紀に、湯人此云ユ二史衛エ、とあるを見ルべし、坐ノ字を書けるハ、字書に坐猶レ守、とある義にて、湯を掌ル意也、今按に、養育のため、地を賜ひ、其事に關かる人を、湯坐部と云ヒけむ、續紀卅に、賜ユ二姓湯坐部ユエ、とあるハ、湯坐を掌ル人に、賜へる也、此湯坐ハ、漢籍に湯浴之邑、とあるに、をさく相似たり、此地を国々に、置給ひしに、大湯坐と若湯坐と、二部ありけめど、大も若も美称にて、異なる意なく、常にハ略キて、湯坐とのミ云ヒけむ、和名抄上総国周淮郡に、湯坐ノ郷あり、天平勝寶六年、八月四日、百部法華経を百人に書カしめたる、古文書に湯坐ノ伊賀磨、と云フ人も見えたり、續紀廿九に、湯坐ノ日理連ワタリノ、池守、三代實録十八に、湯坐菊田臣、繼磨などあるハ、陸奥国の湯坐、てふ地に住し、人等也、扱其湯坐の中に、若湯坐は、氏人も蕃殖ウマハリけむ、舊事紀に、大咩布命ハ、若湯坐連等ノ祖とあるのミならず、續紀以下、屡見えつるを、大湯坐の氏人ハ、

1「誰解」のあとに）トハシメタマ
 へバ 2ミマシノ 3「曰」施訓なし
 4ミムスメ 5マヲサシメタマヒキ
 6シカアリテ 7トリタマヘルニ

洩して傳はらず、天武紀に大湯人連、若湯人連、賜姓曰「宿祢」と有り

又1問 2其 后、 3曰 4汝 所 堅之、 5美 豆 能 小 佩 者、 誰 解、 〔美 豆
 能 三 字 以 音 也〕 6答 曰 旦 波、 比 古 多 多 須 美 智 能、 宇 斯 王 之 女、 名
 兄 比 賣、 弟 比 賣、 茲 二 女 王、 淨 公 民 故、 宜 使 也、 然
 遂 7殺 二 其 沙 本 比 古 王、 其 伊 呂 妹 亦 從 也

○美豆ハ、ミづくしなど、美称詞也

○小佩は、小紐なるべし、万葉九に、吾妹児之、結手師紐乎、将解八方、
 絶者絶十方直二相左右二、按に上代ハ男女互に結びかはしし、下紐は、他
 に解しめざしり習し、此御古事にて知ルべし

○旦波、比古多々須美智能宇斯ノ王ハ、開化天皇の、皇子にて、上に見えたり

○兄比賣、弟比賣、字の如し、紀に五婦人とあり下に四柱とありて其名さ

へ記せれば、此件の二女ハ、後の人のさかしらに加へしにや

○浄公民の、浄ハ族の貴キを云フ、公民ハ、貴賤に渉る称なるをや